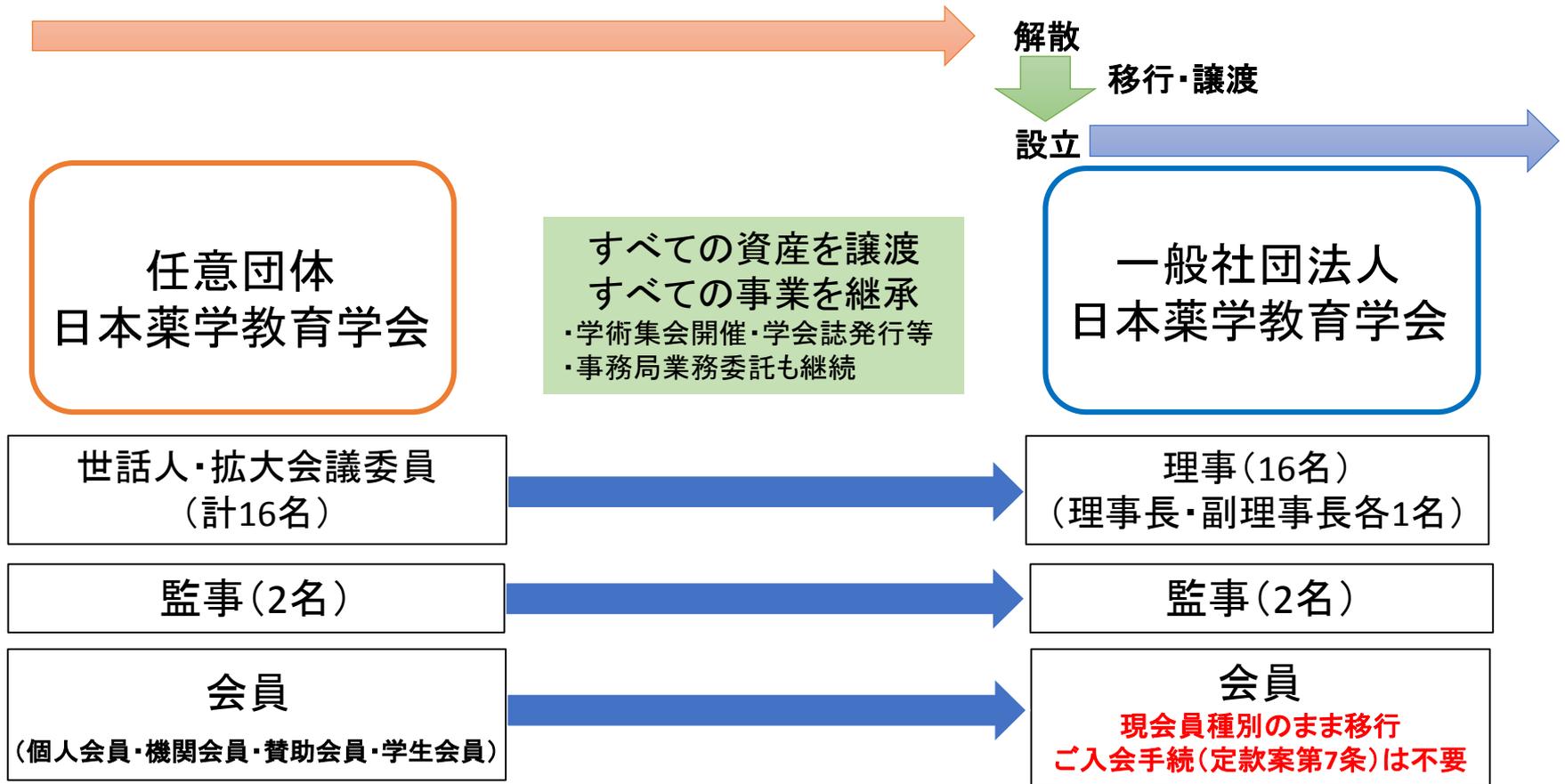


# 任意団体から一般社団法人へ



## 定款(案) 第12章 附 則

第48条3項 任意団体である日本薬学教育学会の個人会員、機関会員、賛助会員並びに学生会員は、第7条の規定にかかわらず、当法人の成立のときに、それぞれ当法人の個人会員、機関会員、賛助会員並びに学生会員として入会したものとみなす。